

償却資産の申告をお願いします

工場や商店、農業などの経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行なっている個人、法人（NPO法人含む）で償却資産を所有している人は申告が必要です。対象となる資産や申告方法などについてお知らせします。 **【税務課】**



▶ 償却資産とは？

会社や個人事業主が事業の用に供する資産のことで、土地、家屋と同じく固定資産税が課税されます。



▶ 事業の用に供するとは？

一定の目的の行為を継続、反復して行うことをいいます。直接利益を生み出す資産だけでなく、休憩室などに設置されている冷蔵庫やテレビなど、間接的に事業に使用されるものも含まれます。

▶ 償却資産をお持ちの人は申告が必要です

償却資産をお持ちの人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産の所有状況を、償却資産の所在地の市町村へ申告していただく必要があります。令和4年度の申告がお済みでない場合は、速やかに申告をお願いします。

▶ 実地調査にご協力ください

市では地方税法第408条に基づく実地調査を行う場合があります。その際には、固定資産台帳や、その他各種資料を準備していただくことがあります。また、調査に伴って追加申告をお願いすることがあります。その場合、過年度に遡って課税する場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

▶ 問い合わせ

税務課 ☎33-3706

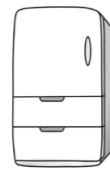
対象となる資産は？

下記の例を参考にしてください。ただし、下記は一例です。（ ）内に記載している数字は耐用年数の参考です。



● 飲食業の場合

食卓（5）、冷蔵庫（6）、厨房用品（5）、ルームエアコン（6） など



● 理・美容業の場合

理・美容椅子（5）、タオル蒸器（5）、パーマ器（5） など

● クリーニング業の場合

洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、給排水設備（15） など

● 医業の場合

レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、歯科診療ユニット（7）、消毒殺菌用機器（4）、ファイバースコープ（6）、手術機器（5） など



● 小売業の場合

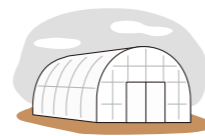
冷凍機（9）、自動販売機（5）、陳列ケース（6または8） など

● 不動産貸付業の場合

塗装路面（10または15）、太陽光発電設備（17）、堀（10または15） など

● 農業の場合

ビニールハウス（10）、農業用設備（7）、電気柵（14） など



● 加工・修理業の場合

旋盤（10）、工業用水道（15） など

● NPO法人の場合

類似した業種の項目を参照

災害が発生する前に防災情報を取得できるようにしましょう

危機管理室では、市民の皆さんが防災情報を取得できるように市ホームページやSNSを整備しています。 **【危機管理室】**



防災はしもとメール

大雨警報などの気象情報や災害発生時の避難情報などをEメールで配信しています。

● 登録方法

携帯電話やスマートフォンからメール配信登録用アドレス「bousai.hashimoto-city@raidan.ktaiwork.jp」（右の二次元コード）に空メールを送信してください。



防災はしもとツイッター

防災はしもとツイッターでも防災はしもとメールと同じ情報が届きます。

● 登録方法

既にツイッターアカウントをお持ちの人は、防災はしもとツイッター（右の二次元コード）をフォローしてください。



災害発生時前や災害発生時に情報収集できるページまとめ

市ホームページ（下の二次元コード）に、雨量や台風経路図、地震などの災害情報を取得できるページのリンクをまとめています。

いざというとき、すぐに情報収集できるようにお気に入り登録しておきましょう。

● 問い合わせ

危機管理室 ☎33-6105



（仮称）災害情報等の伝達の在り方検討委員会委員を募集します

橋本市の災害情報の伝達について、市民の立場からの意見をいただくため、委員として参画していただける人を募集します。 **【危機管理室】**



◆ 応募資格

市内在住の満18歳以上の人

◆ 募集人数

2人

◆ 任期

令和4年7月（予定）から概ね2年間

◆ 募集期限

6月14日(火)

◆ 選考方法および結果通知

書類（作文）審査に基づき決定し、結果は文書で通知します。

◆ 報酬

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の規定に準じます。

◆ 提出方法

危機管理室または市ホームページで募集要領をご確認の上、次の書類を郵送またはEメールで提出してください。

- 委員募集用紙
- 「橋本市からの災害情報等の伝達を最大限伝えられるしくみについて」をテーマにした作文（800字程度、様式自由）

◆ 提出先・問い合わせ

〒648-8585（住所記入不要）
橋本市 危機管理室 ☎33-6105
Eメール bousai@city.hashimoto.lg.jp